

第6回入札等制度検証委員会議事録（概要版）

1 委員会の概要

(1) 日 時 平成18年11月30日(木) 午後1時30分から午後3時15分まで

(2) 場 所 正庁（福島県庁本庁舎5階）

(3) 出席者

ア 委 員

相良勝利（委員長） 安齋勇雄 安齋利昭 清水修二 羽田博子

イ 県 側

野地総務部長 松本農林水産部長 蛭田土木部長 吉野農林水産部技監 藤田土木部技監
三瓶土木部理事兼政策監 佐藤総務部政策監 野崎総務部参事（プロジェクトチーム主任）

横井農林水産部政策監 角田人事領域総括参事

高橋総務部参事（プロジェクトチーム副主任） 河野総務部総務予算参事

鈴木職員研修参事 鈴木行政経営参事 武人事参事 星農林水産部総務予算参事

本田農林検査参事 安藤土木部総務予算参事 仲沼建設行政参事 原土木企画参事

(4) 次 第

ア 開会

イ 議事

ア 福島県の入札等制度に係る検証と改革案～中間取りまとめ（案）～について

ウ 閉会

2 発言内容

(1) 開会

【事務局】

定刻となりましたので、ただ今から第6回入札等制度検証委員会を開会します。

本日、会沢テル委員は欠席ですので御報告いたします。

(2) 議事

【委員長】

議事の1、「福島県の入札等制度に係る検証と改革案～中間取りまとめ（案）～」について、事務局より説明をお願いします。

併せて、前回お話が出ました、競争性を確保するための具体的な格付、地域要件の設定と、JVに関する考え方についても説明をお願いします。

【事務局】

（資料1により説明）

（別紙「競争性を確保するための具体的な格付要件及び地域要件の設定について」により説明）

（別紙「JV（建設工事共同企業体）について」により説明）

【委員】

一番のポイントになる、7ページの一般競争入札の全面導入という部分ですが、原則として」という文言を付けたことで、2通りに解釈できますね。

1つは、原則として、条件付一般競争入札にする。原則の例外として、WTO要件の場合には条件を付けられないということと、随契はあり得るということですね。

もう1つは、原則として、指名競争入札は廃止する。この部分で既に例外を想定しているのかです。

こういう2通り読み方があるので、あいまいな表現だと思いますから、「原則として」というのはカットした方がいいと思います。

WTOでは当然条件を付けられない、随契もあり得るということは大体意見が一致していると

思うので、指名はあり得ないということを明確にした方がいいと思います。

【事務局】

この件については、前回意見の分かれたところでした。今回整理をしていただきたいと思いますが、ここでは、基本的に指名競争入札をしないという意味で書いていますので、この「原則として」は、なくていい文言です。ですから、これを外していただいて結構です。

指名競争入札を残すべきだという御意見もありましたので、その点についてはここで議論していただきたいと思います。

【委員】

私はちょっと皆さんと異なる意見です。前にいただいた資料をみると、1千万以上だと件数で50%、金額で90%の工事をカバーできます。費用対効果を考えれば、この辺で大体大丈夫かなど。それでは競争性が確保できないのであれば、次の段階として全面廃止すればいいのではないのでしょうか。私は現実面を重要視しますので、全面廃止はちょっと無理でしょう。

全面廃止すると、指名はあり得ませんので、「原則として」ならばいいですよということです。

宮城県でさえ1千万以下は指名競争入札の余地を残しているのです。随意契約も残しているのです。それで大体足りるのではないかという意見です。

指名競争入札が悪いのではなくて、運用の仕方が悪かったのです。都合のいいように、運用を間違ってしまったのが原因だと思うのです。制度自体は残して、道具としては使えるようにしておいた方がいいだろうと思います。

そうでないと、例えば災害などがあつたときに使えなくなってしまう。250万以上の災害復旧が見込まれる場合にはもう動けません。そうすると、腹を切る覚悟でその運用をやるかどうかです。

役人の習性として、こう決めると、厳格から厳格に走ってしまうのです。以前、公費検証の時にも、1回ルールを決めると一番先にそのルールを厳格に守るのが今まで一番ルーズな方で、今度は締め付けをやって、それを忠実に守って動きがとれなくなってしまうのです。

その代わりに、指名競争入札の運用に関しては、厳格に適用して、理由書を書せて明確にし、情報公開する。それで十分運用できるのではないかと思います。

【委員】

運用が悪いとおっしゃったのは、役所の側の運用が悪いということですか。つまり、指名するときに恣意しじが入る、官製談合があるという意味ですか。

【委員】

指名競争入札で一般的に我々が思うのは、参加したくても参加できないということだと思うのですが、現実には逆に、参加したくないのに行かざるを得ないというのが多いのです。行かないと制裁が来て、本当に自分がやりたい仕事するときには指名を外されてしまうのです。

もう1つ、指名競争入札のいいのは、県の仕事は必ずしも採算性のある仕事だけではないのです。そういう実情を踏まえると、指名は残さなければならぬと思うのです。

【委員】

指名競争入札の制度は運用が悪いという考え自体、私はおかしいと思います。それでは賛成できません。何かちょっとおかしいでしょう。

【委員】

8ページの条件の設定のところ、「地元業者の施工による住民の安心感・満足感の向上の観点も考慮した地域要件を設定すること」とありますが、その点については、地産地消という意味も含めて申し上げたのですが、やはり、指定すれば必ずある程度数が入るという前提があるということですから、その点からすれば、ここまで書き込まなくていいのではないか

と思います。

というのは、年度当初の予算で、災害のときにもかなりの部分は臨機応変に対応できるというお話でしたね。そういうことであれば、この項目を外した方がはっきりすると思うのです。

指名競争入札を全廃するか、部分的に残すかについては、業者をきちんと選べる、公平性を保てるという条件がきちんとしているのであれば、指名はやめるべきだと思います。

【委員】

運用が悪いということの内容として、参加したくない者まで指名することがあるとおっしゃいましたが、他方では災害のときにはかなり無理をしてでも出勤しなければならないという事情があると。それは、やりたくなくてもやらざるを得ないということにほかならないわけです。そういう場合に無理に参加させることが、いわば業者に対して官が借りを作るという形になって、ここは無理をしてやっておけば、後で悪いようにはされないだろうという業者の対応を生み出してしまうと思うのです。

要するに、できないようなことを押し付けること自体が問題なのであって、業者に対して借りを作るような工事の発注の仕方はするべきでないと思うのが真っ当ではないかと思いません。

【委員】

いずれにしても、これからは競争性が高まりますから、採算を割る仕事をやるということではできませんので、そういうことで十分対応できるのではないかと考えています。

【委員】

だから、指名をやめればそれでいいのではないですか。

【委員】

随意契約というのは指名より悪いのです。透明性のない随意契約を残して、指名競争入札を残さないのには納得がいかないのです。大勢としてそのようになるのならそれで構いませんが、私は反対します。

【委員】

確かにいろんな問題が生じるかもしれませんが、ここは思い切って1回やってみた方がいいと思います。

それで実際、災害で250万を超えるような工事に緊急に対応できないという事態が発生したら、また見直すということはあると思います。

ですから、今、途中で止まるのはやめた方がいい、せっかくこういう一大事が起こっているわけですから、一度きちんとやってみて、ちょっと行き過ぎだということであれば、見直す機会はあり得ると思います。

【委員】

私は、多分何年か後に戻るとみています。だから、そのときにこの委員会の検証内容が問われるのではないかと考えているので、道だけは残そうと思っているのです。何年か後に復活してもかまわないというのならそれでいいです。多分復活せざるを得なくなると思います。

【委員長】

緊急時の対応で、随契だけではどうにもならないという金額は決まっているのですか。

【事務局】

工事請負契約については、地方自治法施行令の金額要件でできるのが250万でして、緊急に必要な場合には250万円を超えても随意契約できますので、対応は可能かと思えます。

【委員長】

随契にするにしても、できる限り競争的な要件を追求するというのが原案ですね。

今回は、指名競争入札をやって、官製談合までこれだけ大きく起きて、それでもなお指名を残すということはないと思うので、福島県の入札制度から指名という文字は消す形で進むべきではないかと思います。

【委員】

随契については、可能な限り見積り合わせを行う、指名にかなり近い随契もあり得ると思っています。

それから、「真にやむを得ない場合に厳格化すること」という表現になっていますけれども、真にやむを得ない場合というのは何なのか、当局の見解を聞きたいのです。例えば、工事が年度をまたがって行われる場合はどうなのかです。

【事務局】

これまでの考え方では、例えば前年度の工事に引き続いてやる場合は、経費上の合理性があるということで随契をしていました。しかし、競争性、公平性、公正性といったものを確保するという観点から、前年度の工事に引き続くので経費合理性のがい然性が高いということだけをもって随契とすることについては、改めたいと考えています。

【委員長】

地域要件とランク付けについて御議論いただきたいと思います。前回、参加可能者が50社以上ぐらいが望ましいという話が出ましたが、地域要件を狭めていくと50社確保が難しい場面が出てきます。ですから、この要件をリジッドに考えるかどうかなのですが、現実的には、例えば一番小規模な工事規模で30社程度が確保できれば、一定の競争は確保されたと考えれば、比較的スムーズなランク付けがしやすいということになるのでしょうかということなのですが。

【委員】

現実的なところで、地域の特性に応じて柔軟に運用するというところでとりあえずやるしかないのではないのでしょうか。

結果を見て、価格がどのように落ち着くかを改めてチェックすればよろしいのかなと思います。

仮に50社ということにしたところで、談合しようと思えば不可能ではないわけであって、それは必ずしも50社だからOKで30社では絶対駄目だという線は引きにくいです。

大体の目安として考えておけばいいのではないのでしょうか。

【委員長】

ランク付けのどこまで議論したらいいのか、ちょっと分からないのですが。

【事務局】

具体的な格付と地域要件の付与については、今後の具体的な作業の方にお任せいただきたいわけですし、この課題認識に基づいて、こういった方向性でものを考えていくのがいいかどうかだけ議論いただければ有り難いと思います。

【委員長】

そうすると、課題認識を事務局が3点整理していますので、こんな方向で今後事務局で詰めるということによろしいかということですが。

【委員】

確認しますが、課題認識の1番の20%加算というのはただの試算で、格付要件を見直してどうなるか分からないから、とりあえず20%加算するとランクがどうなるかということですね。

そうすると、30社の方に私も同意します。というのは、30社ぐらいが限界的です。50にしてみると、それを満たさなければ県外業者も入れなくてはならないので、県内業者を守るためには30社ぐらいが妥当かと思います。

【委員】

50社程度というのは一応置いておいて、その上で、ケースバイケースで30社程度もあり得るということですね。

【委員長】

国会で入札のペナルティを重くする話が出ているようですが、その辺についてつかんでいますか。

【事務局】

今朝の新聞に出て、衆議院を今日通過するという官製談合防止法の改正案です。いわゆる官製談合した場合の罰則規定を、刑法より重い5年以下の懲役又は250万円以下の罰金に処するというのと、適用対象について、民営化された高速道路株式会社等が適用対象になったということの2点の改正です。

この官製談合防止法案は、官製談合にかかわった公務員と特定法人の職員に対する罰則です。事業者に対する損害賠償の予約ということについては、変わりありません。

【委員長】

損害賠償の予約を従来の10%から20%にすることと、入札参加資格制限期間の延長は決めたのですが、24か月以上に延ばすことは法的に無理なのですね。

【委員】

現行は無理ですね。

【委員】

意識改革の面で、研修制度等とありますが、この辺がちょっと具体性に欠けるのではないかと思います。入札監視委員会とか、外部制度に今後の職員の規律といったものをゆだねるといふ感じを受けるのです。これではやはり意識改革につながらないのではないかと思います。

【委員長】

この前が出た倫理規程はどうなっているのですか。

【事務局】

別途、県としては職員の倫理規則を持っていて、それは当然に服務上守るべきものということですが、それ以外に、今回特に法令遵守等について意識改革を改めて徹底するという記述です。倫理規則等は所与のものとして特別に記載はしていません。

【委員】

そういうことではなくて、この談合に関して、職員と業者の接触でどの辺までが公務員としての限界なのか、内部でそういったことの行動規範を、部課ごとに、談合を防止するにはどうしたらいいかという観点に立って、具体的場面に応じて考えておくべきだと思うのです。

そしてそれが内部的に遵守されているかどうか、月1回とか、内部的にコンプライアンス委員会を開いて検証すべきだと思うのです。事が起こったときに外部委員をお願いするというのではなくて、事前に検証しておいて意識改革を図るということですが。

【事務局】

倫理規則の中に、事業者等利害関係人との打合せの際の行動規範を事細かに書いていますの

で、もし必要でしたら、そういったものを再度記載して、改めてそういったものの認識を職員間で共有していくということになるのかなと思います。

併せて、口利きへの対応についても公表を前提とした制度化を図っていく、職員の内部通報への対応についても制度化を早急に図るということで、倫理規則と口利き制度、内部通報制度の3点をセットにして、ある程度徹底は図れていくのかなと思っています。

ですから、倫理規則に基づいて、そういったこともあるということをしっかり記述していければと思っています。

【委員長】

内部告発制度については、整備はどのぐらい進んでるのですか。

【事務局】

以前の委員会の中でも御意見をいただいていたので、この中間取りまとめをいただく中で制度化に向けて取り組んでいきたいと思っています。

【委員】

内部告発というと語感が悪いので、内部通報制度がいいと思います。

【委員長】

要するに、自分が不正をしないだけでなく、起こさせないという態勢をどう作るかですね。例えば、上司が変な話を持ってきたときに拒否できる、後で不利益な取扱いがなされることがないようなシステムをきちんと作っておかないといけないのだらうと思います。

【委員】

内部告発にしる内部通報にしる、ここは余り簡単になっておりますので、もっと具体的に書き込む必要があるのではないかと思います。

それから、建設技術センターの在り方の中で「建設技術センター理事長に土木部幹部OBを充てないこと」となっていますが、これは理事長だけではなくて、管理職というのでしょうか、そこにも県から天下ってこないようにと書き込んでいただきたいと思います。

【委員】

いずれにしても難しいです。当面はまず、トップの首を替えればいいと思います。というのは、人がまだ育ってないのです。だから、段階的にやればいいと思います。

今、管理職を全部となると、現職派遣もかなりいるからその方もどうするかとなりますので、ちょっとそこまでは。

【委員】

でも、今の段階で入れておかないと、後からといっても、また人が替わってくると、その部分だけ入れるというのはかなり難しいことだと思いますので、上の方からどんどん天下ってきたのでは元の木阿弥になるという懸念はあると思います。

【委員】

理事会という点ではどうですか。

【委員】

この前言われたみたいに、外部有識者は入れるべきだと思います。

【委員】

それを、理事長だけではなくて、理事会にというのは構わないのではないですか。

【委員】

管理職全部という問題なのです。

【委員】

全部とはいませんが、理事ですね、県から天下ってきた人が座っていれば、下の者は断れないことになると思いますので、理事長と限定しないでここにきちんと書き込んでいただいた方がよいと思います。

【委員】

ゼロにはできないと思います。

【事務局】

まず、10ページの口利きと内部告発制度の記述が簡単すぎないかということについては、具体的な内容についても最終報告に向けて書き込んでいただきたいと思います。

建設技術センターの理事長、幹部職員の話ですが、象徴として理事長と書かせていただいたということ、県との関係では解体的見直しということで、県の積算業務等も縮小・廃止の方向に向かう、県職員の現職派遣も段階的に廃止していくということによっていけば、おのずと姿が見えてくるのかなと思います。急激に、一遍にはということもあって、交渉の必要性等も含めて検討していくことになりますので、コンセプトが大幅に今後変わるという流れになっていくと思います。

理事会ですが、現在、理事会15名のうち県関係が5名、市町村長が10名。評議員会は、12名のところ、県関係が4名、市町村6名、民間の方2名入っていただいています。理事会の構成については、前に公社等評価委員会でも御指摘をいただいていますので、そういったところも検討していきたいと思っています。

【委員】

質問ですが、11ページの情報公開のところですけども、情報公開するときに、どういう工事をだれが受注したか、企業の固有名詞を公開できますね。

【事務局】

今も既に入札者、参加者、すべて額も含めて公表しています。

【委員】

監視機能の充実強化というところで、入札監視委員会の機能の充実強化の内容については、入札監視委員会できちんと議論したいと思っていますので、その前提として確認をしたいのです。

「入札・契約制度の構築及びその適正な運用...」と書いてありまして、「制度の構築」という文言が入っているわけですが、今後どこがやるのかということについて、例えば入札監視委員会がやるべきであるということまで含まれているのかということを知りたいのです。

監視機能は監視委員会がありますけれども、制度設計するというのは、場合によっては監視機能と一緒にして入札監視委員会がやってもいいと思います。その方が合理的かもしれないと思うけれども、そのところを方針として何か出せればよいと思うのです。

【委員長】

時代に合わない部分が出てきた場合に、それをチェックするのは恐らく監視委員会の方で指摘できる。しかし、改革案をそこできちんと出すような形には今なっていないのでしょう。

【委員】

今はなっていません。

【事務局】

現在の入札監視委員会の機能がこれでいいのか、今後の制度運用、構築についてどう考えるかということですが、当面、今後入札監視委員会の方でも御議論をいただくようになると思いますので、そういったことも含めて、どういった機能が今後継続的に必要なかという観点から御議論をいただいて、その上で今後の組織の在り方も含めて検討していきたいと思っています。

【委員】

やはり、この委員会としてもその辺について、監視機能の充実強化だけではなくて、制度の一層の見直し、改革の方法についても何か一言あってもいいのではないかと思います。

【委員】

事務局にお聞きします。9年前の公費問題の時には、提案が実行されたかどうかを見守る機関を2年間作ったのですが、今回はどのように考えているのですか。私は、入札監視委員会があるから、そちらの機能にゆだねればいいのかとと思っていたのですが。

【事務局】

公費の時と違って、今度は入札制度がある限り、制度の点検やその都度の状況に応じての構築というのは永続的に必要ですので、そのパーマナント組織があることが望ましいと思います。その場合に、それがどういうものであるのかは、例えば検証委員会がこのまま残るのか、全く新しいものを作るのか、建設業審議会か、入札監視委員会の後継組織かといった選択肢があり得るという前提で、ここでの議論は進めていただければと思っています。

【委員長】

入札監視委員会は、文字どおり福島県の入札の監視をするわけで、これから我々が改革案を出して実行されていくと、それについての一定の監視はこの委員会でやらざるを得ないと思います。

そこで出てきた問題をどうするかは、抜本的な制度改革をせざるを得ないような問題だとやはり別の委員会を作らざるを得ないわけですが、とりあえずの監視は、この検証委員会のフォローアップは、入札監視委員会でやっていただくのがよろしいのではないかと思います。

【委員】

一番最初の委員会の時に論点整理で書いたのですが、入札監視委員会を発展的解消して別組織を立ち上げるべきではないかと申し上げています。私はこれが一番いいと思います。

そして、入札監視、制度の見直しに関する意見、入札に関する苦情とかも受けられる機構を付けるという形で発展的解消をして、人数も多くしてもっと大きな委員会にすればいいと思います。

大きな見直しのときには多分こういう大きな検証委員会を作らないと恐らく動けないと思いますので、あとどうするかは事務局に任せればいかなと思っています。

【委員】

建設業審議会というのは、どういう方が入って、どういう形でやったのでしょうか。

【事務局】

建設業審議会は、条例に基づく審議会で、平成6年に入札制度をいろいろ検討していただいたときに2年ほど設置したのですが、それ以降、委員は任期2年でそのまま終わりました、現在は休眠状態となっています。

委員の方は、大学の先生等の学識経験者、関係する発注者側ということで建設技術センターや市町村、あとは一般の業者の方の代表と、その3つの分類で構成した委員会を設置していました。

そもそもの目的は建設業の改善策について検討するということですが、その中で入札制度についても検討するというので、当時は入札制度についての見直しという形で答申をいただいています。

【委員】

建設業審議会については、いつも首をかしげているのだけれども、入札制度についてかつて提案をしたことがあるわけです。しかし、その後いろんな入札制度の見直し、新しい制度の導入というのは順次やっていて、審議会がありながらそういうことを執行部がどんどんやっているので、審議会にかけずにできているわけです。

だから、入札制度については、審議会なんていらぬのではないか。開くべきものを開いていないのか、なくてもいいものがただあるだけなのか、どちらかだと思います。

この入札等検証委員会も、建設業界の方からは、建設業の代表が入っていないということに対して不満があると聞いています。建設業審議会ではなくて、どうしてこんな素人が入札制度改革をやるんだという声も聞いたことがあります。

しかし、県の判断では、建設業審議会ではなくて別個にこういう独自のアドホックな委員会を作る、しかも建設業の代表者は入れないと。これは1つの見識だとは思いますが、そうすると、ますます建設業審議会というのは何のためにあるのか分からない。

今後、こういう手続でやった以上は、入札制度について建設業審議会が何かをやるということは理屈の上からは成り立たないと思います。だから、永久に休眠でいいのではないかと思います。ほかにやることのあるのだったら別ですが、建設業の改善なんていうのはよく分からないですね。

【委員長】

入札監視委員会ですけれども、ここで「入札契約制度の構築」を抜いたらどうでしょうか。むしろ、制度の適正な運用だと思いますよ。

【委員】

それも検討の課題にはしていただきたいと思っています。

監視だけするという監視委員会はもうやめて、もう少し制度についても何か言えるような、新しい機能を付与した新しい委員会にするという余地は残した方がいいと思うのです。

制度改革を議論するたびにこういう委員会を別に立ち上げてやる方が非効率で、監視をするということはそれなりの事情を把握している人がそこにいるわけですから、そこで制度の見直しも検討していいのではないかと思いますので、この言葉は外せというふうに申し上げたつもりはありません。

【委員長】

では、このままでいいですか。

【委員】

これは最後に言おうと思っていたのですが、今回事務局サイドから取りまとめ案が出ているわけですね。これが通常のやり方だとは思いますが、こういう問題ですので、これは一応事務局から出されたたたき台だと受け取って、文言等については、別途構成も含めてこの委員会で独自にやった方がいいと思います。

【委員長】

それは、後で提案します。

【委員】

11ページの、監視機能の(2)のところですけども、わずか2行に書いていますが、ここが一番大事なところの1つなのです。発注部門から契約と入札の仕事を抜いてしまえと。

というのは、この間から言っているように、現業部門である土木と農林からは外すべきだと思います。それが一番今回の改革の目玉になると思っています。

今まで論議した中でも余りマスコミの方で評価してくれないのですが、これが一番大きなところで、多分土木の方からすれば痛いのはここだと思うのです。

【委員】

ここで入札制度の運用等と書いてありますが、どういう意味でしょう。

【委員】

制度を作るのは総務なので、それも入ってるのですよ。

実際、ここがちょっと表現が微妙なので、契約の一元化とはっきり書いた方がいいと思っていたのですが。

入札のこういう大きな見直しのときは総務部の仕事なので、それを事務局は分かっているからその言葉を使っているのだと思うのですが、我々は理解しづらいのはこの辺ですね。

【委員】

入札監視委員会の話になりますが、今は入札監視委員会では入札の報告をするのが実際に担当したセクションの職員です。それから、監視委員会の事務局は土木部がやっています。これを変えるということですね。

【委員】

新しい組織を立ち上げるのなら、総務の方に入札監視委員会から発展的解消をした新しい組織を持って行く。そうでないと、県で言ってるプラン・ドゥ・チェック・アクションができない。すべての権限が土木と農林に集中します。

【委員】

9ページで入札ボンド制度について検討することになっていますが、金融機関の保証を取らせて、それを条件にするということだと思うのですけれども、これについてはどういう論点、問題があり得るのでしょうか。

金融機関のお墨付きがなければ参加させないといった場合に、小さな業者ははじき出されることになるのではないかと懸念を持つのですけれども。

【委員】

これは、ちょっと前までは、同業者の保証だったのです。それが問題を起こしていたわけです。同業者が保証をやるから談合も生じてしまう。

最近の流れは、銀行の保証とか、金銭保証の方に変わってるのですよ。ここで言っている履行ボンドというのは、保険会社などを使った新しいやり方なので、これに県の方も新しい制度としていいということで、飛びついたのだと思うのです。

【委員】

例えば銀行の保証が必要だというのだけれども、そこに何か問題は生じませんか。

【委員】

特にはないと思います。

逆に言えば、銀行が保証しないものは、もう企業として危ないということです。

【委員】

銀行が保証に立たないような企業は、参加させないということですね。

【委員】

銀行なり保険会社が危なくて保証できませんから、例えば保証料を上げないと応じられないとか。そこでチェック機構が働くだろうと思います。

【委員】

それは、一定の場を設けることになりますね。これはこれでいいということであれば、私の今の段階での懸念はなくなるのですけれど。

【事務局】

入札ボンドについては、国で一部始まっていますし、宮城県も始めることを考えているようです。

金融機関が入札の前に企業の財務的な履行能力を審査して、この入札に参加する財務能力がありますと、今までこれだけ入札に参加して契約しましたがけれども、この次の入札にも参加できますよという保証をするということです。

ですから、財務的に思わしくない企業は参加できませんので、不良、不適格業者を排除して、その工事をやっても大丈夫だということだけが参加できることになると思います。

いずれにしても、どのような審査するか、金融機関の方でもいろいろ議論、研究をしていると聞いています。

【委員長】

JVについての説明がありましたが、これについては何かありますか。

この工事はJV方式でなければ駄目ですよという条件は外して、混合方式に切り替えるということでしょうか。

【委員】

今までJVというと、大手ゼネコンから技術を習得するという大義名分でやっていたのですが、今回問題になったのは、トラハイみたいに、例えば1工区でも本当はいいものを、WTOの要件を満たすためにブロックに分けて一般競争入札から外して、地元を入れると。そして、地元の業者を2社ないし3社を組ませてくださいと。その結果、ほとんどのJVがまた、下請に出したわけですね。あれでは何もならないのではないかと思うのです。

そういう意味で、JVを理由とした契約の仕方はやめましょうというのが我々の提案ですので、これで十分かと思います。ただ、いろいろ技術的な問題もあるから、この「原則」というのが入っているのは、そういう意味だと理解しています。

【委員長】

以上出てきた御意見について、この検証委員会で決まった方向で、最終提言に向けて整理をしていくという形にしたいと思います。

【事務局】

確認だけさせていただきたいのですが、この中間取りまとめ案で、7ページの の第1の1の(1)のところ、「原則として、」を外すということと、それ以外の文言等については、今後最終報告までに付与したり表現を変えていくということで、基本的には今回このペーパーを直すということではなく、この中間取りまとめでいいという理解でよろしいでしょうか。

【委員長】

中間取りまとめはこれで。だから今回は、最終提言の骨子を中間取りまとめで確認したということかなと思っています。

今回の中間取りまとめの結果については、整理をして、委員の方々にお送りしてホームページ上でも公開する形になるということにしたいと思います。

この中間取りまとめに基づいて、最終的な報告書の作成に入るわけですが、作成するに当たりましては、委員会での報告ですので、事務局が作ったものではなくて、委員会できちんと整

理をして報告書を作成したいと思います。

その草案を作成する必要があるので、草案作成の委員を決めたいと思うのですが、できたら安齋勇雄委員にお願いして、草案の作成をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

【委員】

清水先生と2人でやっていただいた方が。

【委員長】

私も見せていただきますよ。

【委員】

では、3人でまとめていただければ有り難いです。

【委員長】

たたき台を安齋勇雄委員にやっていただいて、あと3人で話し合うという形でよろしいでしょうか。ではよろしくお願いします。

【事務局】

今後の日程ですが、第7回は12月12日火曜日の9時半から11時半で、最終報告案の審議をいただく予定です。

第8回は、12月20日の9時半から10時半に、最終報告書ということで最終的にここで決めていただきたいと思います。

【委員長】

議事の3「その他」に移りますが、委員の皆さんから何かございますか。

事務局からございますか。

それでは本日の議事につきましては、これで終了とさせていただきます。

(3) 閉会

【事務局】

以上をもちまして、第6回入札等制度検証委員会を閉会とさせていただきます。